

従来型（紙）健康保険証の存続を求める意見書

政府は、マイナンバーカードに健康保険証機能を組み込んだいわゆる「マイナ保険証」の普及のため、2024年秋から従来型（紙）健康保険証を原則廃止するとしている。

しかし、昨今マイナンバーカードをめぐるトラブルが続出し、その中には、マイナ保険証に別人の個人番号が誤登録されているケースが7,312件あったことが明らかになっており、マイナ保険証に対する国民の不安が広がっている。

厚生労働省はマイナンバーカードを取得しない人に対しては、保険証の代わりとなる資格確認書を発行する方針を明らかにしているが、これまで各健康保険組合や市町村などの保険者が、被保険者に対し健康保険証を発行、送付していたものが、被保険者が申請しないと交付されなくなり、マイナ保険証を取得しない人は資格確認書の取得、更新の手續を強いられることになる。また、保険料を支払っている人でも申請を失念した場合、医療機関の窓口で資格喪失や無保険扱いとなることが懸念される。

こうしたことから、マイナンバーカードの任意取得の原則に照らしても、従来型（紙）健康保険証の原則廃止は妥当ではない。

よって、本市議会は、政府に対し、従来型（紙）健康保険証の存続を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月21日

内閣総理大臣
総務大臣 殿
厚生労働大臣
デジタル大臣

座間市議会議長 萩原健司